

○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の五第四項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第九十三条の二第一項の規定に基づき、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 菅 義偉

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第一条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(監査報告書等の記載事項)</p> <p>第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。</p> <p>一 監査報告書 次に掲げる事項</p> <p>イ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(監査報告書等の記載事項)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 監査の対象</p>

- (1) 当該意見に係る監査の対象となつた財務諸表等の範囲
- (2) 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ロイ(2)に掲げる意見の根拠
- ハ 財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
- ニ 監査上の主要な検討事項（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- ホ 「略」
- ヘ 経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。以下同じ。）の責任

- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- ロ 経営者の責任
- ハ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任
- ニ 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ホ 「同上」
- 「号の細分を加える。」

ト 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

刊 「略」

「二・三 略」

2 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「号の細分を加える。」

「同上」

「二・三 同上」

2 「同上」

3 第一項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となつた財務諸表等の範囲について記載するものとする。

4 第一項第一号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

5 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

三 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

五 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の

3|| 第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 「略」

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

4|| 第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨
- 二 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える

表示を検討していること。

六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

6|| 第一項第一号ニに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 「同上」

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨及びその理由

「項を加える。」

十分かつ適切なものであること。

三 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となつた財務諸表等に与えている影響

ロ 実施できなかつた重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項

四 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不適正である理由

5|| 第一項第一号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務諸表等において監査上の主要な検討事項に関連する開示が行われている場合には、当該開示が記載されている箇所

二 監査上の主要な検討事項の内容

三 監査上の主要な検討事項であると決定した理由

四 監査上の主要な検討事項に対する監査における対応

6|| 第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断し

「項を加える。」

7|| 第一項第一号ホに掲げる事項は、財務諸表等規則第八条の二十七又は連結財務諸表規則第十五条の二十二の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監

た事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

7|| 第一項第一号へに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 経営者の責任 次に掲げる事項
  - イ 財務諸表等を作成する責任があること。
  - ロ 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。
  - ハ 継続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に関する評価を行う必要な開示を行う責任があること。
  - ニ 監査役等の責任 財務報告（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第二条第一号に規定する財務報告をいう。）に係る過程を監視する責任があること。
- 8|| 第一項第一号トに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。
- 一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
  - 二 一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

- 
- 三 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。
  - 四 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。
  - 五 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。
  - 六 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。
  - 七 継続企業の前提に関する経営者の評価について検討すること。
  - 八 監査役等と適切な連携を図ること。
  - 九 監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること（第二十一項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。）。
- 9|| 第一項第一号ニ及び前項第九号に掲げる事項は、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合には、記載しないことができる。
- 一 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出書又は法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により訂正届出書を提出する場合
  - 二 監査証明を受けようとする者が第三条第四項各号に掲げる者であつて、法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書又は法第二十四条の二
- 

「項を加える。」

第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合

10|| 第一項第一号ニに掲げる事項は、連結財務諸表の監査報告書において同一の内容が記載される場合には、財務諸表又は財務書類の監査報告書においてその旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

11|| [略]

12|| [略]

13|| [略]

14|| [略]

15|| [略]

16|| [略]

17|| [略]

18|| [略]

19|| [略]

20|| [略]

21|| 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号ニに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)若しくは第二号ニの意見又は同項第三号ニの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは

「項を加える。」

8|| [同上]

9|| [同上]

10|| [同上]

11|| [同上]

12|| [同上]

13|| [同上]

14|| [同上]

15|| [同上]

16|| [同上]

17|| [同上]

18|| 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第二号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号ニに定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第二号ニ若しくは第二号ニの意見又は同項第三号ニの結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間

中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

- 22| 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

「一・二 略」

- 23| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十四項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

- 24| 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

- 25| 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二

監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

- 19| 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

「一・二 同上」

- 20| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

- 21| 第十九項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

- 22| 監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二

二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

26| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十四項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

27| 第二十五項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十九項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第一号様式

監査概要書(表紙)	平成	年	月	日提出
財務(支)局長 殿	公認会計士の事務所名及び氏名 又は監査法人の名称(1)			

㊦

号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

23| 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号ニ並びに第十一項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

24| 第二十二項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号ニ並びに第六項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号ニ及び第十六項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第一号様式

監査概要書(表紙)	平成	年	月	日提出
財務(支)局長 殿	公認会計士の事務所名及び氏名 又は監査法人の名称(1)			

㊦

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧(2)  
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)  
監 査 概 要 書  
会社名 (番号)

公認会計士の氏名又は監査法人の名称

財務諸表	事業年度	第 期	平成 年 月 日から
------	------	-----	------------

		平成	年 月 日まで
--	--	----	---------

連結財務諸表	連結会計年度	平成	年 月 日から
--------	--------	----	---------

		平成	年 月 日まで
--	--	----	---------

第一部 [略]

第二部 監査の実施状況等(6)

[1～4 略]

5 継続企業の前提に関する注記に係る事項

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社名の一覧(2)  
(番号)

(本書面の枚数 表紙共 枚)

(日本工業規格 A4 210×297ミリメートル)  
監 査 概 要 書  
会社名 (番号)

公認会計士の氏名又は監査法人の名称

財務諸表	事業年度	第 期	平成 年 月 日から
------	------	-----	------------

		平成	年 月 日まで
--	--	----	---------

連結財務諸表	連結会計年度	平成	年 月 日から
--------	--------	----	---------

		平成	年 月 日まで
--	--	----	---------

第一部 [同左]

第二部 監査の実施状況等(6)

[1～4 同左]

[加える。]

<p>6 監査上の主要な検討事項(1)</p> <p>7 [略] (記載上の注意) 〔1〕～〔5〕 略]</p> <p>(6) 「監査の実施状況等」の2から7に掲げる事項の記載は、当該事項に該当する場合に記載すること。 〔7〕～〔9〕 略]</p> <p>(10) 監査意見等に関する事項</p> <p>a 「監査意見」には、無限定適正意見、意見の除外に係る除外事項を付した限定付適正意見、監査範囲の制約に係る除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見若しくは意見の表明をしない旨を記載すること。</p> <p>b [略]</p> <p>(11) 「監査上の主要な検討事項」には、監査上の主要な検討事項の内容、監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査上の主要な検討事項に対する監査における対応について記載すること。</p>	<p>[加える。]</p> <p>5 [同左] (記載上の注意) 〔1〕～〔5〕 同左]</p> <p>(6) 「監査の実施状況等」の2から5に掲げる事項の記載は、当該事項に該当する場合に記載すること。 〔7〕～〔9〕 同左]</p> <p>(10) 監査意見等に関する事項</p> <p>a 「監査意見」には、無限定適正意見、意見の除外に係る除外事項を付した限定付適正意見、監査範囲の制約に係る除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見若しくは意見を表明しなかつたかを記載すること。</p> <p>b [同左]</p> <p>[加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 「略」</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>「一〇九の三 略」</p> <p>九の四 提出会社において、監査公認会計士等(当該提出会社の財務計算に関する書類(法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。))について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三三)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。))若しくは監査法人(以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。)</p> <p>又は当該提出会社の内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。)</p> <p>について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人(以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。)をいう。以下この号において同じ</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇九の三 同上」</p> <p>九の四 「同上」</p>

。の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等になること）をいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

(1) 〔略〕

(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十三年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 〔同上〕

<p>第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。)に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容を</p> <p>(i) 監査証明府令第四条第三項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見及び同条第四項第三号イ若しくはロに掲げる事項又は同条第三項第三号に規定する不適正意見及び同条第四項第四号に規定する理由</p> <p>(ii) 監査証明府令第四条第十四項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見</p> <p>(iii) 監査証明府令第四条第十九項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論</p> <p>(iv) 監査証明府令第四条第二十一項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由</p> <p>〔3〕(6) 略</p> <p>〔十〕十九 略</p> <p>〔3〕11 略</p>	<p>(i) 監査証明府令第四条第六項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見</p> <p>(ii) 監査証明府令第四条第十一項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見</p> <p>(iii) 監査証明府令第四条第十六項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論</p> <p>(iv) 監査証明府令第四条第十八項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由</p> <p>〔3〕(6) 同上</p> <p>〔十〕十九 同上</p> <p>〔3〕11 同上</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下この条において「新監査証明府令」という。）第四条第一項第一号ニ、第五項及び第八項（第九号に限る。）から第十項までの規定は、平成三十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類（以下この条において「連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、これらの規定を適用することができる。

2 新監査証明府令第四条第一項第一号（ニを除く。）、第三項、第四項、第六項から第八項（第九号を除く。）まで及び第一号様式の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連

結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

3 前二項の規定にかかわらず、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次条第二項において「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（同項において「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の平成三十一年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、新監査証明府令の規定を適用することができるとする。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」という。）第十九条第二項第九号の四ハ(2)の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に

係る財務計算に関する書類（金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この条において同じ。）の監査証明を行う監査公認会計士等（同号に規定する監査公認会計士等をいう。以下この条において同じ。）の異動（同号に規定する異動をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の監査証明を行う監査公認会計士等の異動については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の平成三十一年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の監査証明を行う監査公認会計士等の異動については、新開示府令の規定を適用することができる。